

いることを意味する。

## 2. OECD 貧困基準と生活保護基準との重なりに関する統計分析

生活保護では年齢によっても基準額(=居宅第1類)が異なるので世帯主年齢をコントロールした上で、世帯員数によってOECD基準相対的貧困世帯と生活保護基準未満の貧困世帯の重なりについて探索的な推計を行った結果が付表2である。この図表では、OECD基準相対的貧困世帯あるいは生活保護基準未満の貧困世帯となったサンプルを抽出し、両基準に該当する世帯を基準に、どのような世帯がOECD基準のみ、あるいは生活保護基準のみに該当するのか、多項Logit ModelあるいはProbit Modelによる推計結果を示している。なお、3級地2基準でProbit Modelしか推計していないのは、生活保護基準(3級地2基準)のみ該当しているサンプルが無かったためである。多項Logit Modelでは相対リスク比(Relative Risk Ratio)、Probit Modelでは各変数の限界効果を示している。

付表2:OECD基準相対的貧困世帯と生活保護基準未満貧困世帯の重なりに関する  
探索的推計  
(OECD基準相対的貧困世帯+生活保護基準未満貧困世帯=100%)

	多項Logit Model				Probit Model	
	1級地1基準		要保護基準のみ該当		3級地2基準	
	OECD基準のみ該当	RRR [Std. Err.]	RRR [Std. Err.]	OECD基準のみ該当	dF/dx [Std. Err.]	
20-29歳	0.323	[0.138]	**	0.325	[0.103]	***
30-39歳	1.202	[0.303]		0.487	[0.088]	***
50-59歳	1.893	[0.415]	**	0.834	[0.147]	0.072
60-64歳	6.284	[1.327]	***	0.271	[0.089]	0.178
65-74歳	6.794	[1.392]		0.093	[0.044]	0.214
75歳以上	4.553	[0.990]	***	0.218	[0.118]	0.099
1人世帯	3.243	[0.604]	***	0.000	[0.000]	0.026
2人世帯	3.009	[0.527]	***	0.145	[0.044]	0.036
3人世帯	1.590	[0.299]	*	0.255	[0.061]	-0.026
5人世帯	0.220	[0.098]	***	1.684	[0.288]	-0.039
6人以上世帯	0.047	[0.048]	**	3.457	[0.692]	-0.291
Pseudo R2	0.196					0.033
Log likelihood	-2522.5					-2495.2
N	4115					3838

注:多項Logit Modelにおける基準選択肢はOECD基準未満かつ生活保護基準未満。レファレンス・グループは世帯主年齢階級40-49歳層および4人世帯。3級地2基準では生活保護基準のみに該当するサンプルが存在しない。\*\*\*、\*\*、\*は各々0.1%、1%、5%水準で有意であることを表す。なおRRRは1より大きい値(小さい値)であれば、その属性(世帯主年齢、世帯員数)であることによりその基準に該当する確率が高くなる(低くなる)ことを意味する。

出所:全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

概ね推計結果は前年度報告書において、確認してきたことと一致している。1級地1基準との重なりについて、OECD基準のみ該当する可能性が高いのは世帯主が50歳以上の高齢世帯主世帯、また1人世帯や2人世帯などの少人数世帯である。一方で生活保護(1級地1)基準のみに該当するのは、5人や6人以上の多人数世帯である。3級地2基準との重なりについても、生活保護(3級地2)基準のみに該当する可能性が高いのは、6人以上世帯である。

# 第2章 課税最低限未満世帯の増加と社会保障

田中聰一郎(立教大学経済学部)・駒村康平(慶應義塾大学経済学部)

四方理人(慶應義塾大学経商連携 GCOE プロジェクト)・山田篤裕(慶應義塾大学経済学部)

## 要旨

本研究では、基準未満貧困世帯率(=可処分所得が生活保護基準未満世帯の割合)と非課税世帯率との比較を行った。明らかになったのは、次のとおりである。

まず、世帯主年齢が 50 歳代以下の世帯においては、基準未満貧困世帯率が非課税世帯率を上回る状況にある。この結果は、最低生活費非課税の原則を考えれば、生活保護基準未満の可処分所得しか持たない世帯でも、課税されている世帯があるという事実を示しており、望ましくない。同様に 4 人世帯以上の多人数世帯においても、同じく基準未満貧困世帯率が非課税世帯率を上回る状況にあり、最低生活費非課税の原則からは、望ましくない。そうした世帯に対しては、市町村民税均等割の非課税基準の引き上げや算定基準の変更などにより、非課税の対象となるよう対応すべきである。

## 1. はじめに<sup>1</sup>

本稿は、全国消費実態調査の個票データ(以下、全消(各年次)と略す)を用いて、1999 年、2004 年課税最低限未満の世帯割合の推計を行う。続いて、全消(2004 年)を用いて、可処分所得が生活保護基準未満の貧困世帯割合(以下、基準未満貧困世帯率)と課税最低限未満世帯割合(以下、非課税世帯率)との比較検証を行う。

課税最低限の設定については、「最低生活費には課税しない」という最低生活費非課税の原則という見解がある。そしてまた、実際の政府税調の課税最低限の設定においても、生活保護基準の水準との関連で議論されてきた経緯がある。本稿は、世帯主年齢や世帯人員別に、基準未満貧困世帯率、非課税世帯率の比較検証を行い、その傾向の相違について、明らかにする。

課税最低限と社会保障制度の関連については、税制転用方式という考え方方が重要である。税制転用方式とは、税制上の市町村民税非課税世帯を低所得世帯として、各種福祉制度に利用することをいう。具体的には、低所得者対策として考えられる医療・介護・福祉の利用者負担軽減や国民年金保険料の軽減などで利用されている。この税制転用方式によって、課税最低限と低所得

<sup>1</sup> 本研究は平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「格差と社会保障のあり方に関する研究」(主任研究者:駒村康平)の一環として行われた研究の成果である。また本研究は、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターで提供している全国消費実態調査の秘匿処理済ミクロデータを用いて行った。関係者各位に厚く御礼申し上げる。なお本稿における数値はまだ暫定的段階のものであり、プロジェクト最終報告に向けて若干動く可能性がある。

者対策が、連動している。本稿では、基準未満貧困世帯率や非課税世帯率との比較を通じて、税制転用方式について、検討したい。

課税最低限に関する実証的な先行研究は、第1の分析に関しては駒村(2005)(2006)があり、全消(1999年)を用いて、年齢階級別の非課税世帯割合を示している。本稿は、税制・世帯構成に関してより精緻化を図った分析を行っており、全消(2004年)も分析することによって、1999年から2004年の推移について検証している。第2の分析に関しては、小林・西川(2007)があり、2004年の税制改正<sup>2</sup>前と後の課税最低限をモデル世帯で示し、またA市の独自データから高齢者のいる世帯の課税状況について示している。同じような問題意識を共有するが、本稿は、全消を用いて全国的な傾向を検証し、また本稿は高齢者世帯に限った分析ではない。その他の歴史的な議論に関しては、本文中で紹介することとする。

構成は次の通りである。第1に、課税最低限と社会保障の関係についての議論を整理し、第2に、99年、04年の非課税世帯率の推移を示す。第3に、基準未満貧困世帯率、非課税世帯率の比較検証を行い、それぞれの指標の相違について、明らかにする。

## 2. 課税最低限と社会保障

### (1) 課税最低限とは

財務省の政府文書などの国際比較で用いられる課税最低限は、所得税を対象とし、モデル世帯(夫婦子2人、夫婦のみ、夫婦子1人、単身)で示されることが多い。課税最低限それ自体は、法律上で定義づけられているわけではないが、実際の税制上から検討した場合、主に、以下の基準が検討される。

#### I 所得税 所得控除の積み上げ

#### II 個人住民税非課税基準

##### A 住民税全体

- ・生活保護受給世帯
- ・未成年、寡婦・寡夫、障害者で、合計所得金額125万円以下
- ・65歳以上で、合計所得金額が125万円以下(2004年度改正で、2006年から廃止)

##### B 所得割の非課税基準

- ・扶養あり:合計所得金額が「35万円×(1+扶養人数)+32万円」以下
- ・扶養なし:合計所得金額が35万円以下

##### C 均等割の非課税基準<sup>3</sup>

<sup>2</sup> 2004年度の税制改正は、老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮減と高齢者の住民税非課税措置の廃止を行い(2006年度より)、高齢者の税負担が議論になった。

<sup>3</sup> 住民税非課税基準(均等割)は政令で定める基準に従い、当該市町村の条例で定められる。また総務省令で定められる基準額は、生活保護の給地区分に従い、1級地1.0、2級地0.9、3級地0.8という値が乗じて定められる(2008年時点)。なお本稿の3の課税最低限未満世帯の推計では、すべて1級地1.0に在住するものとして算出している。

- ・扶養あり：合計所得金額が「 $35\text{万円} \times (1 + \text{扶養人数}) + 22\text{万円}$ 」以下
- ・扶養なし：合計所得金額が 35 万円以下

国税である所得税の課税最低限（I）は、所得控除の積み上げで検討されるのに対し、地方税である個人住民税の課税最低限（II）については、所得割の非課税基準と均等割の非課税基準という算定方式によって決定される。所得税も個人住民税も、同じく所得課税ではあるが、個人住民税は、地域社会の費用を住民で広く負担し合うという応益的な性格を持つことから、所得税の課税最低限よりも個人住民税の非課税基準のほうが、低く設定されている。なかでも、個人住民税における均等割は、低く設定されている。

ここまで、現行の課税最低限の設定について示したが、これらの課税最低限の基準額の沿革について、最低生活費・生活保護基準の関連から、次節に整理する。

## （2）課税最低限と最低生活費・生活保護基準<sup>4</sup>

過去、政府税制調査会でも、課税最低限は最低生活費や生活保護基準との関連<sup>5</sup>で、議論されてきた。昭和 30 年代の高度経済成長期、あるいは所得倍増計画のなかで減税政策が模索されるなかで、課税最低限が検討されるようになった。

政府税制調査会では、昭和 30 年代には、課税最低限とマーケット・バスケット方式による最低生活費<sup>6</sup>の比較が行われていたが、昭和 40 年代からは、課税最低限については、最低生活費水準を上回って貯蓄のためにゆとりを織り込むことや、また所得・物価水準の上昇による負担増加に関する配慮することが求められ、のちに最低生活費との比較が行われないようになった。

その後、昭和 40 年代には、人的控除が引き上げられたが、昭和 50 年代に入ると財政状況の悪化などにより、課税最低限の引き上げることが困難となるなか、1976 年度、均等割の非課税基準を導入した。また 1981 年度には所得割の非課税基準を導入し、生活保護基準を下回らないように対処を講じた。これは、当初は 1981 年度限りの措置であったが、その後も存続されることになり、以後生活保護基準額の引き上げを勘案しながら、非課税基準額が引き上げられてきた。（仁藤 2002）また、均等割りの非課税基準は、地方税法上の規定でも（地方税法施行令第 47 条の 3(2)号）、生活保護の級地区分ごとに、総務省令で定める率（脚注 4 を参照のこと）に乗じて得た金額を参考して定めることとなっており、ここにも生活保護制度との連動性が見て取れる。

以上のように、課税最低限の額を定める際には、最低生計費や生活保護基準との関連で議論されてきた歴史的経緯がある。次節では、このように決定してきた課税最低限を利用した低所得者対策を、具体的に示し、課税最低限と社会保障制度の関連を明らかにする。

---

<sup>4</sup> 本節での議論は田中（2005）谷川（2002）仁藤（2002）植田（1974）に基づく。

<sup>5</sup> 田中（2005）谷川（2002）が示しているように、昭和 30 年代から 40 年代の政府税制調査会の答申においても、課税最低限は、最低生活費非課税の原則だけではなく、税務執行能力や納税者意識、財政需要などの関連で議論されていた。

<sup>6</sup> 各世帯の年間所要食料費を算出し、これを家計調査から求めたエンゲル係数で除して、消費支出金額を算出している。

### (3) 課税最低限と社会保障制度の関連—税制転用方式

図表1:市町村民税非課税基準を使った制度

制度名	基準
高額医療費制度における低所得者特例	健康保険 市町村民税非課税 国民健康保険 市町村民税非課税世帯
老人医療一部負担金に関する低所得者特例	主たる生計維持者が市町村民税非課税
高額医療支給制度(老人)における低所得者特例	市町村民税非課税世帯
入院時食事療養費における標準負担額に関する低所得者特例	市町村民税非課税世帯
介護保険料の設定方法	第2段階 市町村民税非課税世帯 第3段階 市町村民税本人非課税
高額介護サービス費における利用者負担の上限額	市町村民税世帯非課税
生活福祉貸付制度対象世帯	市町村民税非課税程度
介護保険施設における利用者負担低所得者への軽減措置	市町村民税世帯非課税
身体障害者施設 費用負担微収 扶養義務者分	市町村民税非課税世帯など
保育料	市町村民税非課税世帯 (7階層区分における第1階層)

出所：駒村（2005）

図表1は、市町村民税非課税世帯を低所得者とし、利用者負担の減免・保険料減免・保険料の設定に用いられる諸制度をまとめたものである。このような方式は、一般に、税制転用方式として知られている。主に医療・介護・障害の利用者負担の軽減が多く、具体的には、医療保険では、患者一部負担の軽減（入院時一時負担金、高額医療費の自己負担限度額、食事療養費）、介護保険では、利用者負担軽減（食費・居住費の負担軽減）が整備されている。また、障害者自立支援制度の利用者負担軽減にも用いられている。このことから、社会保障制度全般において、患者・福祉サービス利用者の負担軽減と税制上の課税最低限が密接に関連していることがわかる。

一方、保険料負担減免や保険料の設定においても、市町村民税世帯非課税の基準が関連している。国民年金保険料の減免は市町村民税世帯非課税に準拠しており、また、保育料の設定にも市町村民税世帯非課税が用いられる。国民健康保険の保険料減免は、独自算定されているが、判定する際の軽減基準所得には、年金受給者では年金収入から公的年金等控除を差し引き、また給与所得者においても給与収入から給与所得控除を差し引くことがなされるため、税制改正によって、国民健康保険料の軽減が受けられるかどうかが変更されるなど、その影響も大きい。

先般の社会保障国民会議(所得確保・保障分科会第7回・9月8日開催)では、上記の低所得者対策の現状とその費用についての報告があった。費用面では、高額療養費では、軽減額1800億円／総額8900億円=20%(2006年度、国民健康保険)、高額介護サービス費では、軽減額830億円／900億円=92%(2006年度)、障害者自立支援制度では、680億円／1000億円=67%(2008年度予算見込)である。人員ベースでも高額療養費では、1200万件／2500万件=48%(2006年度、国民健康保険)、高額介護サービス費では、68万人／77万人=88%(2006年度)、障害者自立支援制度では、42万人／46万人=67%(2008年度予算見込)である。

2004年度の税制改正(老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮減、高齢者の住民税非課税基準の廃止)は、2006年度より反映されているため、利用者負担の軽減においては影響を与えていた。国民保険料の減免の算定については2006年度、2007年度と経過措置がとられていたことから、今後、その軽減の対象が減少することになる。

以上のように、課税最低限の設定は、歴史的にもまた現行制度においても、社会保障制度との関連が深く、また課税最低限の変更は低所得者に対して大きな影響を与えることが考えられる。では、現在の課税最低限は生活保護基準と比べて、どのような特性を持っているのか、次に、基準未満貧困世帯率、非課税世帯率の比較検証のなかから、検討する。

### 3. 課税最低限未満世帯割合（非課税世帯率）の推計－1999年・2004年

本節では、全国消費実態調査の個票データから、1999年、2004年の非課税世帯率を推計し、その特徴について検討したい。報告2（駒村他、2008）でみたように、本研究では、独自の税モデルを構築し、さまざまな世帯属性に応じた非課税世帯率を推計することが可能となった。ここでは、世帯主年齢および世帯人員数に着目し、基準未満貧困世帯率、非課税世帯率の比較を行う。

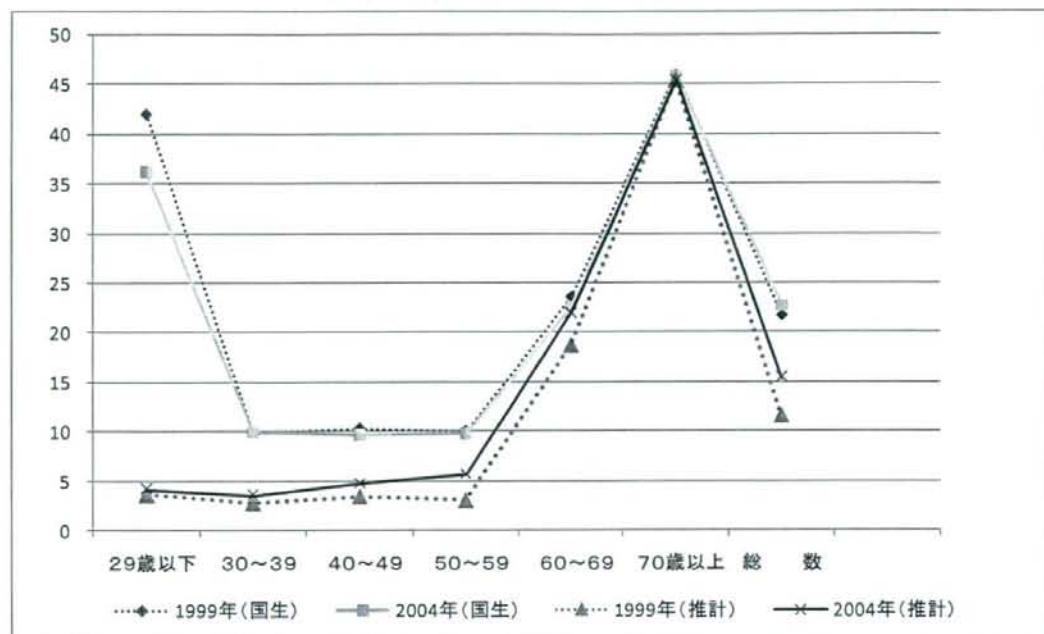
#### (1) 非課税世帯率の定義

税制転用方式に用いられるのは「市町村民税非課税世帯」であることから、駒村(2005)(2006)と同じように、その世帯に属するすべての人員が市町村民税非課税者である世帯を、非課税世帯として推計を行う。その際の非課税基準は、2節で述べたように、もっとも低い基準である、個人住民税均等割の非課税基準(II-C)を用いる。税モデルにより算出された合計所得金額が、その基準を下回れば、その個人は市町村民税非課税者であるとした。

また、それぞれの個人属性に応じた非課税基準として(II-A)がある。これは、未成年、寡婦・寡夫、障害者で合計所得金額125万円以下、および65歳以上で合計所得金額が125万円以下、という基準である。このうち、未成年と65歳以上で合計所得金額が125万円以下については、市町村民税非課税者とした。非課税世帯率は、非課税世帯／総世帯数(世帯主年齢別・世帯人員別)によって算出される。なお、生活保護基準は、居宅第1類と第2類以外に、住宅扶助、勤労控除、老齢加算、母子（養育）加算、児童養育加算を考慮するものである。そのため、地方税法施行令が勘案するものとして示している生活扶助、住宅扶助および教育扶助とは異なっていることには留意されたい。

## (2) 非課税世帯率の推計

図表2:非課税世帯率の本研究推計と国民生活基礎調査の推計の比較  
(世帯主年齢別、1999・2004年、%)



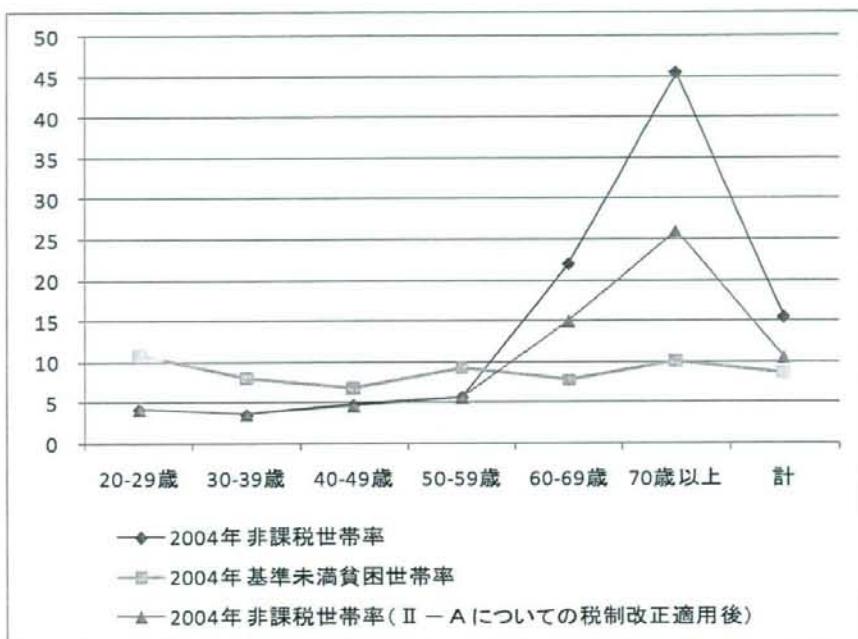
出所:国民生活基礎調査(1999、2004)より作成、  
および全国消費実態調査(1999、2004)個票に基づく筆者たちの計算。

図表2は、全消(1999年)・全消(2004年)のデータから推計した非課税世帯率と、国民生活基礎調査に記載されている、住民税非課税世帯から算出した非課税世帯率を、世帯主の年齢階級別に、示したものである。この図表からは、第1に、国民生活基礎調査と全国消費実態調査からの推計とともに、1999年から2004年にかけて、全体の非課税世帯率が増加していることが、見てとれる。

第2に、国民生活基礎調査の推計と比べて、全国消費実態調査を用いた本研究の推計が低位の値を示しているということである。これは、報告1(山田他、2008)でみたように、全国消費実態調査のほうが低所得層の割合が低く、そのために非課税世帯率が低位の値を示しているように思われる。

第3に、その形状において、国民生活基礎調査では20歳代の非課税世帯率が高くなるが、本研究の推計ではそれが見られない。先行研究である駒村(2005)(2006)においても、25~30歳階級は同じく低い値が示されており(5歳階級で作表しているために、世帯主25歳未満では上昇している)、全国消費実態調査の個票データを用いた20歳代の非課税世帯率は、国民生活基礎調査のそれと異なった傾向を示している。

図表3: 非課税世帯率と基準未満貧困世帯率の比較  
(世帯主年齢別、2004年、%)



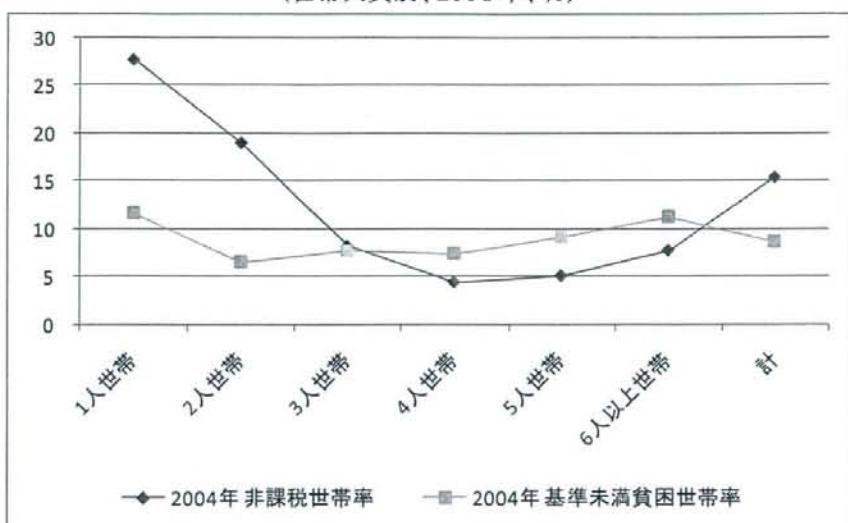
出所: 全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

図表3は、全消(2004年)の非課税世帯率と基準未満貧困世帯率、ならびに2004年度税制改正により廃止されることになった高齢者向けの住民税非課税基準(II-A、2006年度より、順次縮減)を、2004年に廃止した場合のシミュレーションを示したものである。

この図表からは、まず世帯主が60-69歳、70歳以上の高齢世帯において、世帯主が、他の年齢階級である場合と比較して、相対的に高い非課税世帯率となっていることが見てとれる。もつとも、菱形の非課税世帯率は、高齢者向けの住民税非課税基準が残されている状況であり、2004年度の税制改正を受けて、今後は非課税世帯率が減少するであろう。そのことを検証するため、本稿では、その改正を反映させた非課税世帯率のシミュレーション分析を行ったが、世帯主年齢が60-69歳、70歳以上での、非課税世帯率の大きな減少が確認された。

次に、世帯主が50歳代までの現役世代の世帯における、基準未満貧困世帯率と非課税世帯率の比較を行う。まず、特徴的なのは、基準未満貧困世帯率のほうが非課税世帯率よりも高く、世帯主が若い世帯において、その乖離が大きいということである。これは、世帯主の年齢が40-49歳や50-59歳の世帯と比較して、世帯主の年齢が20-29歳、30-39歳の世帯は単身世帯が多いことが想定され、そのために、非課税基準が低い世帯が多いことが原因と考えられる。いずれにしても、現役世代においては、基準未満貧困世帯率が非課税世帯率を上回るといった現象が生じている。

図表4:非課税世帯率と基準未満貧困世帯率の比較  
(世帯人員別、2004年、%)



出所:全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

図表4は、世帯人員別に、非課税世帯率と基準未満貧困世帯率の推移を示したものである。1人世帯には、高齢者世帯が多く、そのために非課税世帯割合が高いと推察される。1人～3人世帯までは、非課税世帯率が高く、4人世帯以降の多人数世帯においては、基準未満貧困世帯率が非課税世帯率よりも高位であるという特徴が明らかになった。

#### 4. 結語

本研究で明らかになった、基準未満貧困世帯率(=可処分所得が生活保護基準未満世帯の割合)と非課税世帯率との比較からみた、それぞれの特徴は、次のとおりである。

まず、世帯主年齢が50歳代以下の世帯においては、基準未満貧困世帯率が非課税世帯率を上回る状況にある。この結果は、最低生活費非課税の原則を考えれば、生活保護基準未満の可処分所得しか持たない世帯でも、課税されている世帯があるという事実を示しており、望ましくない。同様に4人世帯以上の多人数世帯においても、同じく基準未満貧困世帯率が非課税世帯率を上回る状況にあり、最低生活費非課税の原則からは、望ましくない。こうした世帯に対しては、市町村民税均等割の非課税基準の引き上げや算定基準の変更などにより、非課税の対象となるよう対応すべきである。

また、高齢者の非課税世帯率が、2004年の税制改正以前は、相対的に高かったことから、非課税世帯を低所得世帯として、各種福祉制度に利用するという税制転用方式については、高齢者にとって、有利な制度であったと考えられるであろう。しかしながら、実際に税制転用方式が利用される福祉サービスを検討すれば、医療や介護の利用負担軽減に関するものも多く、若年層と比較し

て医療・介護リスクの高い、高齢者にとって必要な福祉サービスが多い。2006 年度からは、老年者控除の廃止や公的年金等控除の見直しなどが進められ、高齢者において非課税世帯率が低下し、福祉サービスの利用が制限されている可能性がある。

一方、市町村民税非課税基準が低すぎるために、若年層で市町村民税非課税とならず、税制転用方式に基づく低所得層対策を利用することができないとすれば、それは水平的公平性および世代間の公平性の観点から望ましくない。事実、高額医療費減免や国民年金保険料減免など、若年層にも適用可能な負担軽減策も少なくない。

したがって、今後の分析課題として、市町村民税非課税基準の変更により、非課税世帯率がどのように変化するのか、またそのことにより低所得者対策の利用状況がどのように変化するのか、いくつかのシミュレーションにより、検証したい。

### ＜参考文献＞

植田政孝（1974）「所得税における課税最低限の原理について」オイコノミカ 11 (2)

駒村康平（2005）「生活保護改革・障害者の所得保障」『社会保障制度改革：日本と諸外国の選択』東京大学出版会

駒村康平（2006）「医療・介護・年金と最低生活保障」『年金を考える：持続可能な社会保障制度改革』中央経済社

小林成隆・西川義明(2007)「2004 年度の税制改正が福祉に及ぼす影響」名古屋文理大学紀要 7

田中康秀（2005）「所得控除の今日的意義－人的控除のあり方を中心として－」税大論叢第 48 号

谷川喜美江（2002）「課税最低限に関する理論的検証」千葉商大論叢 40(2)

仁藤司史（2002a）「課税最低限と所得割の非課税措置について」旬刊国税解説速報 42 (1552)

仁藤司史（2002b）「課税最低限と所得割の非課税措置について」地方税 52 (9)

### 資料・統計

財務省（大蔵省）『財政金融統計月報（各年版）』

総務省『地方税制改正の概要（各年版）』

厚生労働省「低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト報告書」

政府税制調査会資料（昭和 35 年）

社会保障国民会議（所得確保・保障分科会第 7 回・9 月 8 日開催）資料

URL:[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukuminkaigi/kaisai/syotoku/dai07/07siryou2\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukuminkaigi/kaisai/syotoku/dai07/07siryou2_1.pdf)

# 第3章：日本におけるワーキングプアー全国消費実態調査を使った税モデルによる貧困層の推計－

駒村康平(慶應義塾大学経済学部)・四方理人(慶應義塾大学経商連携 GCOE プロジェクト)  
山田篤裕(慶應義塾大学経済学部)・田中聰一郎(立教大学経済学部)

## 要旨

本研究では、1999年と2004年の全国消費実態調査から、世帯単位および個人単位でみたワーキングプアの推計を行った。日本のワーキングプアの水準は、EU諸国より比較的高い水準にあり、現在若年層を中心に上昇傾向にある。個人属性から見ると、単身女性、ひとり親女性のワーキングプアの割合が突出して高くなっている。彼女たちの就業率は高く、労働政策だけではなく、所得保障政策の必要性が指摘できる。

## 1. はじめに

### (1) 研究の目的

本研究は、日本における貧困層の量的な把握をワーキングプアの推計を通じて行うことを目的とする。使用データは、総務省統計局の『全国消費実態調査』の個票データである<sup>1</sup>。このデータは、全世帯の年間収入を知ることができますが、税や社会保険料については、一部のサンプルしか把握することができない。そこで、現実の租税体系及び社会保険料体系をモデル化してそれぞれの個人と世帯にあてはめた「税モデル」により可処分所得の推計を行った。

ワーキングプアの推計を行った研究については、村上(2008)が整理したように、推計結果にばらつきがある。ワーキングプアの推計結果にばらつきができる原因は、1)測定単位・所得単位が個人単位か世帯単位か、2)最低所得水準の設定の違い、3)使用するデータの違いであるが、さらに就業状態も考慮する必要がある。したがって、厳密にワーキングプアを推計するためには、1)労働時間や就業日数といった就業状態に関する情報、2)世帯の所得に関する情報をもったデータが必要となるが、現在、こうした条件を満たす研究利用可能な個票データは少ない<sup>2</sup>。岩井・村上(2007)は、就業構造基本調査を使い、世帯所得面と就業状態の双方を考慮した個人単位ワーキングプアの推計を試み、2002年の失業・就労貧困者の割合が失業者・有業者に占める割合は、12%で、92

<sup>1</sup> 本研究は平成20年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「格差と社会保障のあり方に関する研究」(主任研究者:駒村康平)の一環として行われた研究の成果である。また本研究は、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターで提供している全国消費実態調査の秘匿処理済ミクロデータを用いて行った。関係者各位に厚く御礼申し上げる。なお本稿における数値はまだ暫定的段階のものであり、プロジェクト最終報告に向けて若干動く可能性がある。

<sup>2</sup> 労働状態と世帯情報・収入の双方の情報を保有するデータとしては、『労働力調査』があるが、その個票データは研究目的の利用はほとんど行われていない。

年以降、若い世代を中心に増加していることを確認している。岩井・村上の推計は、個票データを使った優れた研究であるが、いくつかの考慮すべきこともある。まず、最低所得水準に生活扶助基準を使っているが、①貧困か否かの判別に使った所得データがカテゴリカルデータであること、②生活扶助の基準額の計算は、大括りした年齢別の世帯人数で計算していること、③最低所得を計算する際の社会保険料や税金の控除が行われていないこと、④各種加算が考慮されていない、という点で、所得面で把握に限界がある。

## (2) 貧困把握

前述したように、貧困の把握には、貧困基準と測定単位を決定する必要がある。これまでの先行研究における貧困基準については、相対的貧困基準と生活保護基準が主に用いられてきた。本章でも、この 2 つの基準による貧困率の推計を行う。そして、観察単位については、世帯単位と個人単位による把握が考えられる。世帯単位については、世帯所得が貧困基準未満の世帯を貧困世帯と定義し、分析対象となる世帯に占める貧困世帯の割合が貧困率となる。生活保護制度は世帯単位により運営されているため、生活保護基準を用いたワーキングプアの推計には世帯単位の推計を行うことが政策対象者を特定するという意味で望ましいだろう。一方、個人単位でのワーキングプアの推計は、他の国々で一般的に行われており、他国との比較が可能となる推計であるといえる。測定単位を世帯単位で行うか個人単位で行うかについては、それぞれ利点がある。そこで、本章では世帯単位による分析と個人単位による分析をそれぞれ行う。

次に、貧困基準については、生活保護基準と相対的貧困基準それぞれを用いた推計を行う。図表 1 は、各国のワーキングプアの推計における貧困基準と対象となる労働者の定義一覧である。EU の調査では、世帯規模を等価尺度で調整した世帯所得の中位値の 60% 水準が主に用いられている一方で、アメリカの調査では公的扶助基準が貧困基準として設定されている。日本の研究では、岩井・村上(2007)は、アメリカ BLS の定義を参考にした生活保護基準による推計を行っている。本章でも、生活保護基準を貧困基準とするが、勤労控除や各種加算などを考慮し、岩井・村上(2007)より現実の生活保護制度に近い貧困基準を用いている。また、本章では、その生活保護基準だけではなく、Eurostat の方法を参考にして、等価可処分所得の中位値の 60% および 50% である相対的貧困基準を貧困基準とする分析も行う。図表 2 は、等価可処分所得の中位値の 60% を貧困基準とした、EU 各国のワーキングプアの推計である。13カ国の平均が 8% 程度であり、高い国でも 10% 程度となっている。これらの国々と比較して日本のワーキングプアの割合がどの程度となっているかを、相対的貧困基準を参考にして検証を行う。

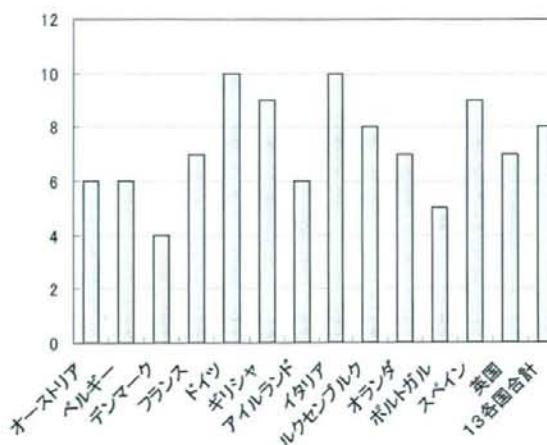
使用データは、『全国消費実態調査』であるが、可処分所得の算出と生活保護基準による基準未満貧困世帯率については、本報告書 1 章 2 節における説明のとおりである。

図表1 先進諸国のワーキングプアの定義

国名	統計	対象となる労働者	貧困ライン
EU	Eurostat	・週15時間以上の労働者	世帯規模を等価尺度で調整した上で、各の中位所得の60%の所得水準未満
フランス	Institut National de la Statistique et de l'Économie (INSEE)-Academics National Action Plan for Social Inclusion 2001-2005/2003-2005	・労働市場において年間に最低6週間以上かかわった（就労、求職を含む）個人	世帯規模を等価尺度で調整した上で、各の中位所得の60%の所得水準未満
ベルギー	National Action Plan for Social Inclusion 2001-2003 / 2003-2005	・労働市場に年最低半年以上かかわった（就労、求職を含む）個人 ・最低6ヵ月以上就業している労働者	世帯規模を等価尺度で調整した上で、中位所得の60%の所得水準未満
スイス	Swiss Federal Statistical Office Academics	・就労時間にかかわらず就労しているすべての労働者 ・週36時間以上働いているフルタイム労働者 ・週40時間以上収入を得る労働にかかる者	行政によって定められた修正済み給付単価（標準的な住宅費や社会保険料で調整済み）
アメリカ	センサス局 労働統計局 US Researchers in General	・家族員の労働時間の合計が1750時間以上（年44週） ・労働市場に年最低半年（27週）以上かかわった（就労、求職を含む）個人 ・年間約1000時間以上就労している成人	連邦貧困ライン 連邦貧困ラインの125%, 150%, 200%の貧困ライン
カナダ	National Council of Welfare (NCW) Canadian Council on Social Development (CCSD) Canadian Policy Research Networks (CPRN)	家族の収入に占める賃金や報酬の割合が50%以上の労働者か自営業者 少なくとも週30時間以上の労働、パートタイムが年49週以上の成りした就労者 年間を通してフルタイム労働者	カナダ統計局が定める貧困線（金銭ベース） CCDが定めた貧困線 年2万カナダドル
オーストラリア	Social Policy Research Centre	労働時間にかかわらず就労している個人	Hendersonの絶対貧困水準

出所：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2002) より引用。

図表2 EU各国における就業者に占める貧困者の割合 (%)



出典：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions “Low-wage workers and the ‘working poor’” (<http://eurofound.europa.eu/>) より引用。

### (3) 就業形態

いわゆるワーキングプアという言葉は、社会的に定着したかのようであるが、その定義はそれほど明確ではない。ワーキングプアの「ワーキング」が、フルタイム就業なのかそれとも短時間なのかにより、およびその働き方が世帯の主な稼得者なのか家計補助的なものかにより、政策的な対応が異なる。主婦に代表されるパート的な働き方の家計補助的な労働者の増加は、賃金・待遇などの労働政策上の課題となつても、直ちに所得保障政策上の課題とならない。一方、フルタイム就業にもかかわらず、貧困となつてしまう者の増加は、労働政策上の課題だけではなく、所得保障政策上の課題となる。多くのフルタイム就業の世帯の主な稼ぎ手の収入が、生活保護基準に達しておらず、かつ生活保護制度から漏れている場合は、最低賃金制度の見直しや生活保護制度の運用の改善といった労働・所得保障政策の政策課題となる。

また、本章では、個人単位の分析において就業形態別にワーキングプアの推計を行う。就業形態の定義は、フルタイム雇用者、パートタイム雇用者、非雇用就業者とする<sup>3</sup>。それぞれの就業形態

<sup>3</sup> パートタイム雇用者の定義は、『全国消費実態調査』における雇用者の勤務形態が「パート」となるものとした。ただし、1999年調査の調査票で雇用者の勤務形態を「普通」と「パート」に区分にしており、「普通」をフルタイム雇用者、「パート」をパートタイム雇用者とした。一方、2004年調査の調査票では、就業者の区分が「就業」と「うちパート」の区分となっている。そこで、「就業」のうち企業区分「民営」もしくは「公営」の場合、フルタイム雇用者とし、同じく「うちパート」のうち企業区分が「民営」もしくは「公営」の場合パートタイム雇用者とした。そして、就業者の区分にかかわらず、企業区分が「自営」の場合「非雇用就業者」とした。

別に可処分所得が生活保護基準を下回る世帯の推計を行った。また、世帯単位の分析では、世帯主の就業形態別のワーキングプアの推計を行い、個人単位の分析では本人の就業形態別にワーキングプアの分析を行っている。

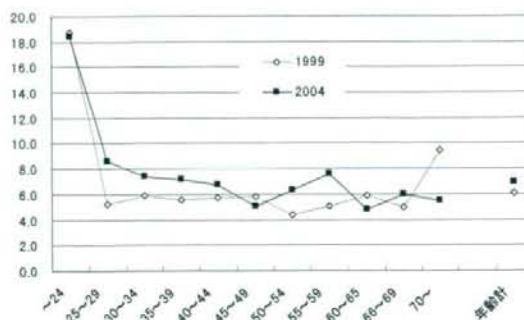
したがって、本章でのワーキングプアの定義は、まず世帯単位において、1)世帯主に稼働収入がありながら、世帯の可処分所得の合計が生活保護制度で定める生活保護水準1級地1の基準を下回っており、かつ2)生活保護によってカバーされていない世帯の割合である。そして、個人単位の分析では、1)本人が就業を行っておりながら、かつ2)世帯の世帯規模を調整した等価可処分所得の合計が相対的貧困基準(中位値の50%もしくは60%)に満たない世帯に所属しているということになる。

そして、以下では世帯単位でみた分析において1999年から2004年にかけての大まかなワーキングプアの変化についての考察を行い、次に個人単位の分析では、就業形態別、性別、本人年齢別、世帯類型別にみた、貧困率の推計を行うことでより精緻なワーキングプアの実態について考察を行う。

## 2. 世帯単位で見たワーキングプアの推計

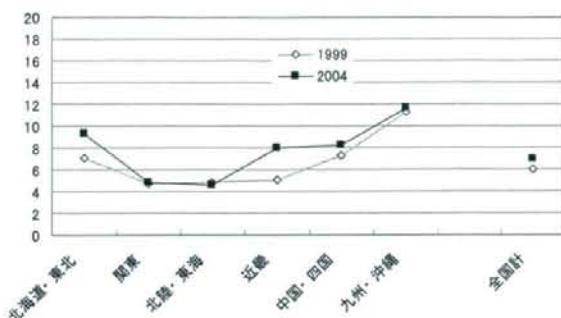
まず、世帯単位でみたワーキングプアの推計について考察を行う。貧困基準は生活保護基準であり、貧困率は貧困基準未満世帯を分子とし、世帯主が就業している世帯を分母としている。すなわち世帯単位の貧困率となっている。図表3、図表4は、1999年と2004年における世帯主年齢別にみた世帯単位の生活保護基準による貧困率である。世帯主の年齢が若い世帯と高齢者の世帯でワーキングプア率が高く、最近は、若年世代のワーキングプア率上昇が目立っている。地域別のワーキングプア率では、九州・沖縄地方が際だって高く、北海道・東北地方、近畿地方が続いている。2004年にかけては、北海道・東北、近畿地方のワーキングプア率が上昇している。このような動向は、非就業層を含んだ貧困率の推計と同様であり、ワーキングプアの増加が全体の貧困率を押し上げていると考えられる。

図表3 世帯主年齢別ワーキングプア(%)



出所：『全国消費実態調査』から筆者ら推計

図表4 地域別ワーキングプア(%)



出所：『全国消費実態調査』から筆者ら推計

## 2. 個人単位で見たワーキングプアの推計

次に、個人単位によるワーキングプアの推計を行う。ここでは、それぞれの表において a)就業形態別割合、b)就業形態別相対的貧困率(中位値の 60%基準)、c) 就業形態別相対的貧困率(中位値の 50 %基準)、d) 就業形態貧困率(生活保護基準)、が示されている。年齢別の推計では、16 歳以上の人口を対象としており、世帯類型別では同一の世帯類型における属性が大きく異なるように 16~59 歳を対象とした。

図表 5, 6 は、男女別にみた年齢別、就業形態別貧困率である。図表 5 の男性における就業形態別割合では、30 歳代から 50 歳代にかけてほとんどが就業を行っており、またその多くがフルタイム雇用か非雇用就業であり、パート雇用は少ない。一方、図表 6 の女性では、30 歳代 40 歳代でパート雇用が多くなっている。また、男女ともに、1999 年から 2004 年にかけて非雇用就業の割合が大幅に低下している。

次に、同じく図表 5, 6 での相対的貧困指標については、男女ともにフルタイム雇用の場合相対的貧困率が低く、パート雇用及び非雇用就業で高くなっている。ただし、男性のパート雇用や若年層における非雇用就業はサンプルサイズが非常に小さいため、参考として載せているが、誤差が大きいと考えられる。また、相対的貧困率の男女差が観察され、就業者全体で女性は男性より 2 から 3% 貧困率が高くなっている。年齢別に見ても、30 歳代以上において、女性の貧困率が男性のそれより総じて高くなっている。

1999 年から 2004 年にかけての変化については、男女ともに中位値の 60% 基準においても 50% 基準においても、就業者全体の貧困率に大きな変化はない。しかし、d)の生活保護基準による貧困率では、男女ともに 70 歳以上の高齢者層を除いて貧困率が高くなっている。この間生活保護基準の引き下げはほとんど起きておらず、低所得層が増加することで生活保護基準による貧困率は低下するが、相対的貧困では全体的な所得の低下により相対的貧困基準自体が低下することにより、貧困率の上昇が観察されることによる。したがって、前節の世帯単位の分析と同様に、貧困層は増加していると考えられる。

図表5 男性年齢別ワーキングプア(%)：就業形態、貧困基準別

a) 年齢別就業者割合

就業者	年齢別就業者割合								16歳以上計	
			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	10.4	10.2	7.7	7.8	2.2	2.0	0.5	0.4	89.6	89.8
20-29歳	82.1	79.3	74.4	72.6	3.0	4.7	4.7	2.1	17.9	20.7
30-39歳	97.3	95.7	87.6	88.4	0.6	0.9	9.1	6.4	2.7	4.3
40-49歳	98.2	97.4	81.5	85.4	0.5	0.4	16.2	11.6	1.8	2.6
50-59歳	95.9	95.7	72.9	76.1	0.7	1.5	22.3	18.1	4.1	4.3
60-69歳	54.0	50.2	20.9	25.4	6.8	5.2	26.3	19.6	46.0	49.8
70歳以上	24.8	22.4	2.8	6.4	2.3	1.1	19.8	14.8	75.2	77.6
年齢計	75.5	71.6	57.9	57.5	2.2	2.2	15.3	11.9	24.5	28.4

b) 相対的貧困基準：中位所得の60%基準

就業者	相対的貧困基準：中位所得の60%基準								16歳以上計	
			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	25.7	30.2	22.9	35.9	37.5	13.2	16.3	6.2	9.7	10.6
20-29歳	13.3	14.4	12.9	13.2	12.2	20.9	20.1	43.8	11.7	12.9
30-39歳	12.0	12.6	10.5	11.0	31.1	23.1	25.0	32.7	37.4	44.2
40-49歳	8.0	7.6	5.1	5.3	76.1	55.8	20.5	22.9	49.9	41.2
50-59歳	6.5	8.1	3.8	4.6	26.6	61.0	14.9	18.6	37.6	51.4
60-69歳	9.7	9.3	4.3	5.3	8.5	7.8	14.3	14.7	20.0	22.1
70歳以上	14.2	9.6	5.8	4.6	14.0	9.5	15.4	11.8	16.3	15.8
年齢計	10.0	10.3	7.8	8.1	16.6	20.4	17.2	18.9	17.0	18.7

c) 相対的貧困基準：中位所得の50%基準

就業者	相対的貧困基準：中位所得の50%基準								16歳以上計	
			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	14.6	17.9	12.9	20.7	23.5	9.7	2.4	6.2	5.9	6.8
20-29歳	7.0	8.0	6.8	7.2	5.8	14.7	10.9	20.6	7.9	8.3
30-39歳	5.7	6.3	4.6	5.2	17.3	14.0	15.4	20.8	23.3	34.7
40-49歳	4.1	4.0	1.9	2.5	73.8	22.5	13.0	14.2	34.9	25.7
50-59歳	3.8	5.0	1.8	2.4	18.5	52.5	9.8	12.1	28.8	38.4
60-69歳	5.8	5.6	2.4	3.1	4.5	4.2	8.8	9.2	10.9	12.4
70歳以上	8.7	5.6	2.1	3.2	3.9	6.5	10.1	6.6	10.1	9.4
年齢計	5.3	5.7	3.7	4.1	10.2	14.4	10.8	11.7	10.4	11.4

d) 生活保護基準

就業者	生活保護基準								16歳以上計	
			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	15.0	21.2	12.2	24.4	25.8	11.7	9.3	6.2	7.0	8.4
20-29歳	5.7	8.5	5.4	7.5	6.2	17.9	10.5	22.9	7.3	9.1
30-39歳	4.7	6.1	3.6	5.0	11.9	13.1	15.0	20.8	12.5	22.4
40-49歳	4.7	4.8	2.4	3.0	70.9	22.5	14.1	17.0	26.3	23.2
50-59歳	3.7	5.3	1.8	2.6	15.6	53.8	9.6	12.8	24.2	30.6
60-69歳	4.0	4.7	1.7	2.5	3.3	2.8	6.1	8.1	4.8	6.9
70歳以上	7.8	4.9	2.1	3.5	4.3	5.2	9.0	5.5	7.9	6.4
年齢計	4.8	5.8	3.2	4.3	9.3	14.8	10.1	11.8	7.6	8.5

出所:『全国消費実態調査』(各年)より筆者ら推計

次に、図表7、8は、世帯類型別のワーキングプアの推計である。年金の受給が始まる60歳以上の高齢者は除いている。世帯類型について、有配偶者は有配偶者のうち親と同居していない者であり、親同居有配偶者は有配偶のうち親と同居している者を指す。また、ひとり親については、配偶者がおらず子どもと同居している者であるが、その子どもが成人の場合も含む。

まず、単身について、男女で大きく貧困率が異なっている。単身女性の貧困率が高くなっていることがわかる。どの貧困基準であっても、女性は男性の2から3倍貧困率が高くなっている。一方、有配偶、親同居有配偶、親同居配偶者なしといった場合の男女差は小さい。そして、ひとり親の場

図表 6 女性年齢別ワーキングプア(%):就業形態、貧困基準別

a) 年齢別就業者割合

就業者	16歳以上計							
	フルタイム雇用		パートタイム雇用		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	7.7	8.6	5.3	5.3	2.0	2.7	0.4	0.6
20-29歳	64.5	66.5	49.7	53.9	12.4	11.4	2.4	1.2
30-39歳	49.6	55.5	25.7	34.8	17.4	18.1	6.5	2.7
40-49歳	63.6	67.1	25.3	34.1	26.8	29.2	11.5	3.8
50-59歳	56.7	58.8	22.2	30.1	20.0	23.0	14.5	5.7
60-69歳	27.2	28.5	4.1	13.2	8.3	10.0	14.8	5.3
70歳以上	10.8	9.3	1.0	5.0	0.9	0.9	8.9	3.5
年齢計	44.1	44.3	20.5	25.9	14.1	14.7	9.5	3.7

b) 相対的貧困基準: 中位所得の60%基準

就業者	16歳以上計							
	フルタイム雇用		パートタイム雇用		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	17.9	22.6	17.6	30.5	18.4	10.4	19.0	7.6
20-29歳	13.0	12.7	9.9	10.6	22.9	22.3	26.9	19.4
30-39歳	13.2	14.1	10.1	13.2	15.1	14.9	19.9	20.6
40-49歳	10.4	9.7	7.0	9.4	9.3	9.7	20.2	12.2
50-59歳	11.7	12.4	6.7	10.0	14.0	14.5	16.3	16.6
60-69歳	18.7	13.5	11.1	10.7	23.6	14.3	18.1	18.9
70歳以上	22.3	15.4	7.5	14.4	29.0	20.8	23.3	15.4
年齢計	13.0	12.5	8.9	11.1	14.9	13.9	19.3	16.9

c) 相対的貧困基準: 中位所得の50%基準

就業者	16歳以上計							
	フルタイム雇用		パートタイム雇用		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	9.9	15.9	7.4	22.1	15.0	6.9	19.0	0.0
20-29歳	8.3	7.5	6.3	5.9	14.9	14.0	15.5	18.0
30-39歳	7.7	8.5	5.6	8.4	9.1	8.4	12.3	11.1
40-49歳	6.3	5.8	4.3	5.7	6.0	5.7	11.1	8.4
50-59歳	6.8	7.9	3.2	6.0	8.4	10.0	10.1	9.2
60-69歳	11.8	8.9	4.0	7.6	14.4	8.1	12.6	13.6
70歳以上	14.6	10.7	6.2	9.4	13.1	15.3	15.7	11.6
年齢計	7.9	7.8	5.1	6.8	9.2	8.5	12.1	11.1

d) 生活保護基準

就業者	16歳以上計							
	フルタイム雇用		パートタイム雇用		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
16-19歳	10.9	17.9	8.7	24.0	15.0	8.0	19.0	7.6
20-29歳	7.4	7.8	5.4	6.0	13.8	15.5	15.2	17.2
30-39歳	7.4	8.9	4.5	8.6	9.5	9.5	13.1	9.5
40-49歳	7.1	7.2	4.9	6.8	7.1	7.6	11.9	8.4
50-59歳	5.9	7.8	2.6	6.5	7.0	9.2	9.5	8.0
60-69歳	8.0	5.8	2.4	6.1	10.2	4.3	8.4	8.0
70歳以上	11.8	8.3	0.0	8.3	8.3	11.7	13.5	10.7
年齢計	7.2	7.8	4.5	7.1	8.8	8.8	10.9	7.5

出所:『全国消費実態調査』(各年)より筆者ら推計

合、女性の貧困率が最も高く、男性やその他の世帯類型との比較で突出している。このひとり親の貧困率は、フルタイム雇用であっても高く、パート雇用の場合は、どの貧困基準であっても半数以上が貧困に陥っている。ひとり親女性は、はっきりとワーキングプアの状況がみてとれる。

図表7 男性世帯類型別ワーキングプア(%)

a) 世帯類型 別就業者割合

	16~59歳									
	就業者		フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
単身	97.1	96.9	88.7	86.6	1.5	2.3	6.9	8.0	2.9	3.1
有配偶	52.6	54.0	44.0	47.0	3.1	4.3	5.4	2.7	47.4	46.0
親同居配偶者なし	98.2	98.3	83.6	86.8	0.4	0.5	14.2	11.0	1.8	1.7
親同居有配偶	98.7	97.9	74.8	79.2	0.4	0.4	23.5	18.4	1.3	2.1
ひとり親	98.7	93.0	72.7	69.8	3.6	6.1	22.4	17.0	1.3	7.0
その他	62.6	63.8	49.0	57.3	6.1	0.7	7.5	5.8	37.4	36.2
計	87.4	86.8	73.8	75.7	1.2	1.7	12.4	9.4	12.6	13.2
									100.0	100.0

b) 相対的貧困基準:中位所得の60%基準

	16~59歳									
	就業者		フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
単身	8.0	8.9	6.5	5.5	54.6	79.8	16.9	25.8	42.1	91.8
有配偶	10.6	12.9	9.2	12.3	17.1	142	18.7	21.5	11.7	14.0
親同居配偶者なし	10.3	10.5	8.6	8.4	36.9	46.7	19.6	24.8	40.4	45.6
親同居有配偶	8.7	9.1	6.0	6.8	17.8	30.7	17.5	18.8	31.1	26.4
ひとり親	18.1	20.5	13.9	11.7	50.0	255	26.4	54.9	100.0	56.4
その他	14.5	13.8	12.1	14.9	18.5	400	26.9	0.0	39.8	26.5
計	9.8	10.5	8.0	8.4	26.6	31.4	18.8	23.2	15.3	18.9
									10.5	11.6

c) 相対的貧困基準:中位所得の50%基準

	16~59歳									
	就業者		フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
単身	4.1	5.4	2.8	3.0	53.7	69.9	10.9	12.6	38.9	78.2
有配偶	6.8	8.2	6.1	7.8	8.6	86	11.4	13.6	7.5	8.9
親同居配偶者なし	4.9	5.1	3.6	3.6	21.7	31.1	12.3	15.7	26.8	31.9
親同居有配偶	5.0	5.5	3.0	3.7	8.4	107	11.2	12.8	15.2	15.4
ひとり親	10.9	13.2	7.2	4.8	50.0	255	16.3	43.4	0.0	28.2
その他	9.4	8.1	6.7	8.5	18.5	400	19.6	0.0	24.5	22.4
計	5.1	5.7	3.7	4.2	18.4	231	11.8	14.5	10.2	12.8
									5.7	6.6

d) 生活保護基準

	16~59歳									
	就業者		フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004
単身	3.1	5.0	2.0	2.9	53.7	69.9	6.0	9.8	30.1	48.5
有配偶	5.7	7.9	4.8	7.4	8.7	111	11.7	11.3	7.3	9.5
親同居配偶者なし	4.5	5.7	3.1	4.0	16.6	330	12.1	17.8	23.3	31.2
親同居有配偶	6.1	6.5	3.8	4.5	8.4	129	13.6	15.0	15.8	16.7
ひとり親	8.6	15.3	4.8	7.5	50.0	255	14.2	43.4	0.0	28.2
その他	10.3	8.1	7.8	8.5	18.5	400	19.6	0.0	20.7	19.8
計	4.7	6.1	3.3	4.4	17.6	251	12.0	15.8	9.4	12.3
									5.3	6.9

出所:『全国消費実態調査』(各年)より筆者ら推計

#### 4. おわりに

本章では、1999年と2004年の全国消費実態調査から、世帯単位および個人単位でみたワーキングプアの推計を行った。貧困基準を生活保護基準として世帯単位でみた場合、世帯主年齢が20歳から30歳代と50歳代において貧困率の上昇が観察され、また地域別には、北海道・東北地区と近畿地区において貧困率が上昇して意ことがわかった。また、個人単位の推計において、2004年の調査において、貧困基準を中位所得の60%基準としたワーキングプアの推計において、男性においては就業者計で約10%、フルタイム雇用者で約8%の貧困率であり、同じく女性で就業者計で12%、フルタイム雇用者で11%であった。なお、本文では示していないが同じく男女計の数値は、就業者計で約12%、フルタイム雇用者で9%となっていた。これらの数値は、EU諸国の15時間以上労働の就業者を対象にしたワーキングプア率の13カ国平均の約8%より高い数字であり、日本のワーキングプアは低い水準でないといえる。

図表8 女性世帯類型別ワーキングプア(%)

		a) 世帯類型別就業者割合												
		就業者			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業		16~59歳	
		1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	
単身		90.7	92.8	72.9	74.8	12.8	9.8	5.0	8.2	9.3	7.2	100.0	100.0	
有配偶		51.6	53.6	40.6	43.8	8.3	8.2	2.7	1.6	48.4	46.4	100.0	100.0	
親同居配偶者無し		47.4	50.6	16.2	22.3	22.5	25.3	8.7	3.0	52.6	48.4	100.0	100.0	
親同居有配偶		64.0	67.4	28.5	41.2	18.2	22.2	17.4	4.0	36.0	32.6	100.0	100.0	
ひとり親		85.7	89.9	48.3	55.3	27.4	27.8	10.0	7.0	14.3	10.1	100.0	100.0	
その他		63.4	63.8	38.6	44.8	14.6	14.8	10.2	4.2	36.6	36.2	100.0	100.0	
計		54.6	57.9	28.1	34.8	18.1	19.7	8.4	3.4	45.4	42.1	100.0	100.0	

		b) 相対的貧困基準: 中位所得の60%基準												
		就業者			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業		16~59歳	
		1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	
単身		27.2	22.3	18.1	15.5	73.7	73.0	41.8	23.3	72.9	74.7	31.5	26.1	
有配偶		9.2	11.4	7.2	9.8	16.1	18.1	19.7	17.0	12.0	13.6	10.6	12.4	
親同居配偶者無し		8.2	8.3	3.8	7.8	7.8	8.3	17.4	11.8	14.1	14.7	11.3	11.5	
親同居有配偶		8.4	8.4	3.3	8.7	7.9	7.1	17.1	12.1	10.9	13.2	9.3	9.9	
ひとり親		47.0	47.2	39.0	37.5	68.0	68.8	28.3	38.8	64.3	72.7	49.5	49.8	
その他		23.5	19.6	20.0	13.8	32.4	31.3	24.4	40.8	34.1	35.7	27.4	25.5	
計		12.0	12.3	8.8	11.0	13.9	13.7	18.9	16.4	14.6	15.7	13.2	13.7	

		c) 相対的貧困基準: 中位所得の50%基準												
		就業者			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業		16~59歳	
		1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	
単身		17.0	14.0	10.3	9.3	55.6	54.0	15.7	9.4	62.5	60.3	21.2	17.3	
有配偶		6.2	7.1	4.4	6.0	11.5	11.8	17.2	11.5	6.9	8.2	6.5	7.6	
親同居配偶者無し		4.1	4.2	1.5	4.2	3.7	3.8	9.8	7.3	7.1	7.6	5.6	5.9	
親同居有配偶		4.6	5.1	1.7	5.3	3.9	4.3	10.0	6.4	5.9	7.6	5.1	5.9	
ひとり親		37.7	37.7	28.7	27.7	58.5	58.8	24.5	33.7	56.5	69.8	40.4	41.0	
その他		13.9	13.2	12.5	7.6	11.9	22.1	21.7	40.8	25.8	26.3	18.3	17.9	
計		7.2	7.5	5.1	6.7	8.7	8.5	11.2	9.8	8.2	9.0	7.7	8.1	

		d) 生活保護基準												
		就業者			フルタイム就業		パートタイム就業		非雇用就業		無業		16~59歳	
		1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	1999	2004	
単身		12.6	13.0	6.8	8.8	47.0	48.2	9.1	9.4	27.5	44.8	14.0	15.3	
有配偶		5.9	6.8	4.2	5.8	10.6	11.9	16.4	8.9	7.2	9.1	6.5	7.9	
親同居配偶者無し		4.1	5.2	1.6	5.0	3.9	5.0	9.4	7.7	5.5	6.9	4.8	6.0	
親同居有配偶		6.0	6.1	2.3	6.5	5.5	5.3	12.5	6.8	6.6	8.3	6.2	6.8	
ひとり親		38.7	40.8	29.4	32.0	60.8	60.5	23.1	32.8	54.3	58.6	40.9	42.6	
その他		14.2	12.1	13.1	6.2	11.9	22.9	21.7	37.4	23.7	25.4	17.7	16.9	
計		6.9	8.0	4.6	7.1	8.6	9.4	11.3	9.7	6.8	8.6	6.9	8.3	

出所:『全国消費実態調査』(各年)より筆者ら推計

中高年女性の場合でも、パートタイム就業の貧困率が高く、パートの低賃金問題は、世帯所得でみても貧困と関連していると考えられる。

また、世帯類型別に見ると、単身女性およびひとり親女性で、突出してワーキングプアの割合が高くなっている。単身女性およびひとり親女性は、フルタイム就業率が高いにもかかわらず、高い貧困率にあり、所得保障政策による対応が必要な状況になっているといえるだろう。

#### <参考文献>

- 岩井浩・村上雅俊(2007)『日本のWorking Poorの計測－就業構造基本調査履サンプリング・データの利用』『調査と資料』第103号、関西大学経済・政治研究所。
- 村上雅俊(2008)「ワーキングプアの推計について一世帯で捉えるか、個人で捉えるか」『労働統計研究部会報No3 2008年3月29日』。